

## 添付資料

---

本事業において英訳を行った各種資料のうち、EU-FLEGT 行動計画（欧州委員会による提案）を添付資料として収録する。翻訳は、京極絵里（地球・人間環境フォーラム）によるものである。本行動計画の概要や周辺情報については、第 2 章第 4 節を参照されたい。なお、行動計画の原文は [http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/cnc/2003/com2003\\_0251en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/cnc/2003/com2003_0251en01.pdf) を参照。

Commission of the European Communities

Brussels, 21.5.2003  
COM(2003)251 final

Communication from the Commission  
To the Council and the European Parliament

Forest Law Enforcement, Governance and Trade  
(FLEGT)

Proposal for the EU Action Plan

## EU-FLEGT 行動計画に係る提案 (仮訳)

2003 年 5 月 21 日  
欧州委員会

### 1. 概要

本書「森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する EU 行動計画(FLEGT)」では、違法伐採と関連取引に関して増大する問題を解決するために欧州委員会が提案している施策のプロセスとパッケージについて詳しく説明するものである。この問題の解決は、2002 年の「持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)」のフォローアップにおける同委員会の優先課題のひとつである。

「行動計画」は、ガバナンス改革とキャパシティー・ビルディングに特に重点を置いたプロセスの出発点である。それは多国間の協力と、EU（最終的には世界中の主要な消費市場）で違法に伐採された木材<sup>1</sup>の消費を減らすために計画された補完的な需要重視の施策の発展を目的とする活動によって支持されるものである。

**開発協力：**公平性及び貧しい人々に悪影響を与えない違法伐採問題に対する解決策の推進、パートナー国に対する木材が合法的に伐採されていることを立証するシステム構築の支援、情報の透明性の推進、パートナー国の政府および市民社会のキャパシティー・ビルディング、そして政策改革の推進、に焦点を当てて取り組まれる。

**木材取引：**EU は違法伐採に対処し、行動の基礎となる多国間の枠組みを形成するための国際的な協力を拡大するため、木材の生産・消費国との長期の対話プロセスを開始する。中間期では、自主的なライセンス・スキームが提案される。それによってパートナー国は EU に輸出される木材の合法性を証明する許可を出す。このためには実施のための「理事会規則」が必要となる。欧州委員会では、多国間の進展がない中で、違法に産出された木材の EU への輸入を規制するための法律の実現可能性を含む、更なる手段のオプションや、それによる影響を見

<sup>1</sup> 本提案を通して、「木材」という用語は丸太と未加工の製材について使われる。「木材製品」という用語は、さらに加工されたものを意味する。

直す。

**公共調達：**調達手続きにおいて木材を特定する際の合法性の取り扱い方法について、契約機関を指導するため、実用的な情報が提供される。

**民間セクターのイニシアチブ：**合法材だけを調達するための自主的な行動規範の活用など、森林セクターでの良好な施業のための民間セクターのイニシアチブを促進する手段が提案される。

**投融資における予防措置：**森林セクターに投資する銀行や金融機関は、関連する法律との整合性を含む、森林セクターの貸付による環境面・社会面の影響に配慮するデューデリジェンス(適正評価手続き)の作成が奨励されなければならない。輸出信用機関は、改善されたプロジェクトのスクリーニング手続きや森林セクターのプロジェクトの行動規範に関する手引書の作成を奨励されなければならない。

**実施：**上記の活動の実施を支援するため、欧州委員会および EU 加盟国のさまざまな力や能力による、EU の組織的な対応が提案される。この推進のために加盟国との共同作業プログラムが準備される。

## 2. はじめに

違法伐採は、木材が国内法に違反して伐採される際に発生する。違法伐採は秘密裏に行われるという本質により、森林製品の世界的な取引について、その規模や価値は予測が困難である(年間 1500 億ユーロ以上に相当すると OECD は予測している<sup>2</sup>)。しかし、それはますます増大する現実的な問題であることが強力な証拠によって示されている。世界銀行による 1999 年の世界森林政策に関するレビューでは、「多くの国で、違法伐採はその規模が合法的な生産と同等である。その他の国では、合法的な伐採を大きく上回っている」<sup>3</sup>としている。

森林などの自然資源の違法な開発は、汚職や組織犯罪に密接に関わっている。森林の豊かな国の一部では、違法伐採からの利益によってかき立てられる汚職は、法規制や民主的なガバナンスの原則、人権の尊重、を弱体化させてしまうほど、広がっている。

場合によっては、森林の違法な開発は、暴力的な闘争とも関連がある。森林(そしてその他の自然資源)の違法な開発による利益はこのような闘争に資金を提供し、これを長期化させる場合も多い。

違法伐採と関連取引は、輸出入国双方における合法的な森林産業の競争力を弱体化させる。それによって、企業が持続可能な森林経営、そして一般的には持続可能な開発を進める業務を行う能力が制限されてしまうのである。

違法伐採によって政府は多額の費用を支払うことになる。違法伐採により、木材生産国の損失は年間 100 - 150 億ユーロ<sup>4</sup>と見積もられている。それがなければ、持続可能な森林経営を実施するだけでなく、より良い医療や教育、その他の民間サービスの対策のために使うことができ

<sup>2</sup> 「OECD 環境展望」(2001)

<sup>3</sup> 世界銀行、「森林セクター・レビュー」(1999)

<sup>4</sup> 「世界銀行森林戦略改訂版」(2002)

るのである。

違法伐採はまた、国立公園での伐採など、多大な環境被害や生物多様性の損失の要因でもある。そして野生生物の違法な乱獲を助長する可能性もある。違法伐採は森林破壊のプロセスの有力な要因となる場合もあり、そのため、森林火災の影響がさらに受けやすいものとなる。そしてそのいずれもが気候変動と密接な関係がある。違法伐採は持続可能な森林経営を弱体化し、森林に依存している人々の生活に長期間悪影響を及ぼす。その人々の多くは世界でも最も貧しく、最も社会から取り残された人々なのである。

このように違法伐採は EC の開発目標の多くの重要な要素を台無しにするものである。その要素とは貧困、平和、安全、グッド・ガバナンス、汚職との闘い、持続可能な環境経営を対象とした開発に対する民間セクターの融資、である。

供給側の問題は木材生産国にあるが、強力な木材の国際的需要は、違法な伐採事業を助長する結果、悪徳な事業者や取引業者によって利用される可能性がある。この主な需要源として合法材だけを求めるように仕向けるため、EU やその他の主要な木材製品の消費者によって重要な手段が講じられる可能性がある。

### 3. 行動計画の由来と見通し

本通達では、「行動計画」を提案し、それを通じて欧州連合が違法伐採の問題に対する取り組みを支援しようとするものである。欧州委員会は 2001 年 9 月にインドネシアで開かれた閣僚会議後、これに関する作業を開始した。そして 2002 年 4 月にはブリュッセルで国際ワークショップを開催した。これには主な木材生産国や輸出国、森林ベースの企業、市民社会やその他のステークホルダーがこの「行動計画」策定プロセスの一部として招かれた。また、計画は「持続可能な開発のための国際パートナーシップに関する通達」<sup>5</sup>と「第 6 次 EC 環境行動計画」<sup>6</sup>の中でのコミットメントに基づくものでもある。「行動計画」では「WSSD 実施計画」の実施、特にパラグラフ 45c<sup>7</sup>への貢献について説明している。

世界における森林法の施行とガバナンスを向上させる国内的・国際的な取り組みに EU が関与することについて、詳細は附属書 1 に記載されている。国際的な取り組みで注目すべきなのは、森林法の施行とガバナンスに取り組む一連の地域的なイニシアチブである。最初の地域的イニシアチブは、「アジアの森林法の施行とガバナンス」のプロセスである。これにより、違法伐採を解決するための政治的なコミットメントを盛り上げ、木材生産国・消費国の政府や地元、国際的な市民社会、民間セクター、ドナーを一緒に共同作業プログラムに取り組みさせる上でかなりの進展があった。同様のプロセスが現在、アフリカでも始まっており、他の地域でも繰り返される可能性がある。欧州委員会や EU 加盟国の多くは政治的支援と財政的貢献両方を通じ、アジアとアフリカでのプロセスに強力な支援を提供している。

<sup>5</sup> COM(2002)82,13.2.2002

<sup>6</sup> 欧州議会及び欧州理事会の決定 No 1600/2002/EC(2002 年 7 月 22 日)

<sup>7</sup> パラグラフ 45c では以下のように記されている：国際コミュニティからの支援を受け、国内の森林法の施行及び森林の生物学的資源を含む森林製品の違法な国際取引に対する迅速な行動をとり、地域における国内法の施行に関連する人的・制度的なキャパシティー・ビルディングを提供しなければならない

アフリカやアジアでのこのような地域的イニシアチブは合法性の問題だけに焦点を当てており、そのため、森林開発の持続可能性に関連する、もっと広く、複雑な問題を解決するものではない。合法材は、認可された土地開墾など、持続可能ではないやり方で伐採される可能性がある。違法材は、公式な法的条件には遵守しないが、持続可能な土地固有の管理システムを基に伐採された木材など、出自は持続可能なものである可能性がある。このふたつには明確な相違点がある。

この「行動計画」では、アフリカやアジアの地域的プロセスで取られているのと同じアプローチを採用し、合法性の問題のみを扱っている。しかし、EU のより広い目標は持続可能な森林経営の推進である、とすべきではない。多くの国において、森林法は持続可能な森林経営の前提に基づいているため、より良い法の施行が通常、より持続可能な森林経営を導くだろう。EU は法的枠組みの見直しを奨励すべき、というわけではない。したがって、より良好な森林ガバナンスというのが持続可能な開発への道筋の重要なステップなのである。

このように「行動計画」は、EU の内部と外部両方における持続可能な森林経営を達成するための EC の取り組み全体に照らして考えられなければならない。これに関連する EC の取り組みにはブラジルや中央アフリカ、インドネシアでの実質的な熱帯林開発協力プログラムが含まれる。

#### 4. 森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) のための EU 行動計画

「行動計画」は木材生産国への支援、違法材の取引に対処するための多国間協力を発展させる取り組み、自国の領土から違法材が EU 市場へ流入するのを確実に認めないようにしようとする政府を支援するための自主的な施策、公共調達方針、民間セクターのイニシアチブ、違法伐採を助長するような活動に対する投資の回避手段、「紛争の木材 (conflict timber)」で構成される。さらに、問題解決のために適用され得る EC 及び加盟国レベルでの現行の法律が参照される。

##### 4.1 木材生産国への支援

最もひどいレベルの違法伐採は途上国や新興市場国で行われている。そのため開発協力は違法伐採問題に取り組むための能力構築に重要な役割を果たす。

###### 4.1.1 公平かつ公正な解決策

違法伐採というのは、国立公園で公然とかつ違法に操業している大企業の事業から、農業向けに土地を開墾したり、必要なライセンスを持たずに住宅用に木を切ったりする生活の苦しい小作農家まで、広範囲にわたって行われている可能性がある。

その取り組みは、違法伐採を解決するための行動、特に強化された法律の施行により、強力なプレイヤーが無傷のまま、辺境の人々のような弱小グループを対象としないよう確保することである。これには警察や司法当局内の腐敗要素が大規模な違法ビジネス活動に加担して機能しているような国々では慎重に考慮されなければならない。

現行の森林法や森林政策は、往々にして大規模な森林事業を推進し、地元の人々を排除して森

林資源から遠ざけてしまう。この不公平が怒りと対立を生んでいる。また、森林資源に依存している地元の人々は基本的な生活のニーズを満たす方法に選択の余地がないため、違法操業を強いられている。しかし、的確なインセンティブがあれば、森林に依存しているコミュニティは違法伐採を減らす原動力となる主要勢力となり得る。多くの例が現状のまま展開されている。場合によってはドナーの支援があるが、ない場合もある。たとえばインドネシアの西カリマンタンでは、Pendaun 村によって始められた森林保護計画では、これまで保護されてこなかった森林の広い地域から効果的に違法伐採者を排除して、近隣への定住が繰り返されている<sup>8</sup>。ブラジルでは、「Mamiraua 持続可能な開発保護区」が市民社会が森林の管理・保護に参加する構造の例の一つである。同様の例は世界中のいたるところに存在している。

EU や加盟国を含むドナーはコミュニティ・ベースの森林経営に対して支援を提供し、国内の法律や政策でのこのようなスキームから得た経験を広め、土地所有や森林資源へのアクセスなどの主要な潜在的要因によって地元の人々が違法伐採に対する闘いに参加するよう確保するため、パートナー国の政府とともに取り組むことにより、このようなイニシアチブを重要視することができるのである。

#### 4.1.2 立証システム

森林法の施行が不十分な国においては、木材が違法に伐採されているという信頼できる保証を市場に与えるため、合法的な生産と違法な生産とを区別が可能な信頼できるシステムが重要だろう。そのようなシステムは提案されたパートナーシップ合意(項目 4.2)に基づき、EU 市場へ輸出するための違法材の特定に関する基礎を築く。システムの構築には、技術開発や、政府機関や市民社会、民間セクターの追加的なキャパシティー・ビルディング及び制度強化が必要となる可能性がある。

適用され得る手段の中で一連の技術は、伐採事業を監視し、伐採地点から加工工場、港を通過し、最終市場まで木材を追跡する一助となり得る。そのような監視・追跡システムの開発は将来の EC の森林開発協力によって支持されるだろう。

#### 4.1.3 透明性

ドナーは森林セクター内で情報のより一層の透明性を推進する一助となることができる。透明性の重要な特徴には、森林特許の配置や所有、森林の状態に関する正確な情報の入手可能性や、一般市民が理解できる言語に翻訳された法規制に関する情報の提供、などがある。

また、透明性は生産国での木材の合法性を立証するためのシステムを独自に監視・監査することによって推進される。独自のモニタリングによって立証システムはより信頼性のあるものとなり、不正が行われにくくなる。関連する国内機関に刺激され、森林セクターにおいて独自のモニタリングが効果を挙げている例が数多くある。経理担当者や監査人、コンサルタント、NGO のいずれもが透明性を推進するこの画期的な取り組みにおいて重要な役割を果たしてきた。

リモートセンシングや航空写真などの技術もまた、透明性の確保に重要な役割を果たす。EC の

<sup>8</sup> 2001 年 9 月 11 - 13 日にインドネシアのバリで開かれた「森林法の施行とガバナンスのためのアジア閣僚会議」で発表されたケーススタディー

共同研究センター（JRC）は森林のマッピングやモニタリング、情報管理へのリモートセンシング技術の採用において長年の専門的技術を持っている。そのため、FLEGT プログラムの発展を支援するための適切な専門的技術を提供することができるだろう。

#### 4.1.4 キャパシティー・ビルディング

パートナー国の政府は、たとえば裁判所や警察、軍などの内部で、広いガバナンス改革を実施するためにドナーからの支援を必要としている。多くの国では、このような機関での汚職やアカウンタビリティ（説明責任）の欠如が森林を含む自然資源の違法かつ持続不可能な開発の推進に大きく貢献している。

直接的な支援もまた、途上国の政府機関が対処しなければならない、新しく、複雑な問題に取り組む能力の構築のために必要である。それは環境犯罪の証拠のモニタリングや収集、罪を犯した人に対する法的訴訟事例の作成、警察や法律専門家、検察当局や裁判所内での環境法に関する意識喚起、税関職員のトレーニング、違法伐採の裏に定着してしまった汚職への取り組みに必要な一般市民や政治的な支援を築くための啓蒙、などがある。キャパシティー・ビルディングもまた、パートナー国が違法伐採を減らすことによって収益が増えるため、森林セクターでの資金収集の支援が導かれる可能性がある。キャパシティー・ビルディングは公共部門に限られてはならず、市民社会や民間セクターも含まなければならない。

#### 4.1.5 政策改革

過去の政治的な時代（植民統治下や権利剥奪した独裁政権下など）に策定された森林法や森林政策は時代遅れで、特に政府の存在が薄い遠隔地では公平でも効果的でもないトップダウンのアプローチを過度に強調するものである。法律も非常に複雑で、すべての必要条件を満たすのは不釣合いな義務となり、そのため、不注意にも違法な活動を助長するようなインセンティブを作り出すことになってしまうのである。そのほかにも、特に異なるセクターからそのような法制度が広まる場合、法律は矛盾するものとなるかもしれない。

政策改革や手続きの簡略化の必要性がある場合が多い。国内の森林プログラム（nfp）プロセスでは、政府、産業、市民社会、というすべてのステークホルダーが森林セクターにおいて改革に向けて取り組むことができるような枠組みを提供する。EC はさまざまな国において nfp プロセスを支援している。

#### Box1：インドネシアでの森林・ガバナンス支援プログラムのパイロット事例

インドネシアの事例では、「行動計画」を支援するための開発協力が実際どのように機能するか、と言うパイロット事例を提供している。

インドネシア政府は違法伐採の停止を政策での高い優先課題として特定し、問題解決に向けた革新的ないくつかのステップを講じている。違法伐採や汚職との闘いは、Consultative Group on Indonesia（CGI）に集っているインドネシアの閣僚と EU の（そして他の）ドナーとの政治的対話において重要な焦点となっている。インドネシアの閣僚や欧州委員会の委員たちも違法伐採に対処するための緊密な協力について議論する機会を数多く持っている。

この政策の優先順位は、自然資源及びグッド・ガバナンスの管理を優先する EC 加盟国の国内戦略を含め、EU のインドネシアとの開発協力において大きく影響を受ける。

森林・ガバナンス支援プログラムを特定するプロセスが現在進行中である。インドネシア政府との対話から得た経験や支援プログラムの準備経験は、FLEGT プログラムに参加するその他の国に対して価値ある経験を提供するだろう。

また、ドナーとパートナー国の政府との間の政策対話に関与することにより、必要な改革の推進のために多くを行うことができる。これは非常に重要な作業分野である。なぜなら、広い政策環境が改革や変化を好まないような国では自然資源の管理のグッド・ガバナンスを推進するイニシアチブは失敗するだろう、ということが明らかになってきているからである。森林セクターの改革を推進するための政策対話はカンボジアやインドネシア、カメルーンにおいてある程度成功を収めている。後者では、森林セクターの改革は、違法伐採によって収入が大きく減少したことをある調査が明らかにしてから、将来 IMF からの財政支援を受けることになったのである。

#### 4.1.1 から 4.1.5 までの開発協力アクションを実施するため、欧州委員会は：

- ・ このアクションが国内の優先課題である国、特に FLEGT パートナー国において、FLEGT の課題に対するこれまで以上の支援を「EC の主題的、国内、地域の開発協力」や、「EC 国内・地域戦略ペーパー」、国内の「貧困削減戦略 (PRSPs)」へ統合するよう取り組む
- ・ 「熱帯林予算ライン (B7-6200)」に基づき、利用可能な資金を使う。違法伐採との闘いは「熱帯林予算ライン」<sup>9</sup>に関する 2002/2003 年戦略的ガイドラインでの、優先課題として特定されている；
- ・ 現行の「地域・国家プログラム」(box1)に基づき、FLEGT 関連の活動のためにすでに割り当てられているリソースを使う

## 4.2 木材取引

違法伐採はほとんどが途上国と新興成長市場国に集中している。しかし、木材の国際的な需要には実質的な市場があり、そこには違法材を調達し、取引しようという悪徳業者の意図がある。OECD では、木材の世界的取引は年間 1500 億ユーロ以上に値すると予測している<sup>10</sup>。1999 年の「世界銀行森林セクター・レビュー」に要約され、ほかにも多くの国ベースの調査で立証されているように、この取引の多くが違法材を基にしている可能性がある、ということを示す強力な証拠がある。

下記及び付録 2 で示されている木材製品取引パターンに照らすと、違法伐採問題の性質により、

<sup>9</sup> 本書を通じて、「熱帯林予算ライン」という用語は途上国の熱帯林およびその他の森林の保全と持続可能な経営推進のための措置に関する欧州議会及び 2000 年 11 月 7 日の理事会の規則 (EC) No2494/2000 を基本とする予算ライン B7-6200 (現 21 02 05) に基づき、入手可能となる資金を意味する。

<sup>10</sup> 「OECD 環境概要」(2001 年、パリ、122 ページ)

主要な輸出入業者を集める多国間の枠組みが、この問題に取り組むための最も効果的な方法であるかもしれない。

しかし、そのような多国間の枠組みを構築することの複雑性や、輸出国に対し、その輸出品の合法的な産地をもっとコントロールすることの緊急性を考えると、EU は多国間協力の追求に加え、早急に二国間または地域的な FLEGT のパートナーシップ合意の成立を目指す。それは以下にさらに詳しく説明されている。このような補完的措置は、違法材の EU への流入を制限するのに重要な役割を果たすことが可能である。

#### 4.2.1 EU の木材製品輸入のパターン

本項では、「行動計画」の貿易関連の要素に関する内容を説明するため、森林製品の EU への流入の規模や性質の概要を記している。木材や木材製品の取引の大部分は先進国間で行われ、違法伐採活動によって影響をほとんど受けていない。たとえば、EU は北米からの温帯の広葉樹の木材やベニヤ、製材について大きな取引をしている。たとえばロシアとの取引より少ない量の木材を取引しているが、製品のタイプによってはその価値は高い。

EU 域内の貿易もまた非常に重要である。それは EU の木材総取引の 80% 前後と計算される。それにも関わらず、EU は国際貿易に流入する合法材・違法材両方について、重要な市場なのである。国際的に取引された木材に関するその他の重要な市場は日本、中国、米国である。

この「行動計画」の適用地域の中には 4 箇所の主要な地域と国があり、それらを合わせると世界の森林の 60% 近くを含み、国際的に取引される木材の大部分を供給することになる。その 4 箇所とは中央アフリカ、ロシア、熱帯の南米と東南アジアである。各地域には特定の貿易パターンがあるのが特徴である。EU によってアフリカから輸入される木材の量は依然限られているが（木材製品の世界貿易のうち金額では 4% 以下）、地域での重要な取引の構成要素となる<sup>11</sup>。EU はロシア、とりわけ北西ロシアからの木材について重要な市場であり、EU への丸材の最大のサプライヤーである。ロシアから EU への輸出は絶対的にも、相対的にも重要である。

アジアやラテン・アメリカからの EU の輸入はそれほど重要ではない。熱帯材の最も重要な輸出入地域であるアジアの場合、EU は輸出の少数を数に入れているに過ぎない。貿易データの概要は付録 2 に記載されている。主に丸材または製材を輸出するロシアやアフリカと違い、アジアや南米では主に高い付加価値の付いたモールドディングや家具、紙などの加工木材製品を取引している。このような製品に対するサプライチェーンが一層長く複雑になれば、原材料の合法性の立証についてある程度の困難が生じる。まず、そのような製品は 1 カ所以上の調達先からの木材で作られている場合が多い。二つ目に、最終市場へ輸出される前に仲介国で加工される場合が多い。これは特にアジアでのケースで、インドネシア、ミャンマー、カンボジアではかなりの量の木が違法に伐採され、同地域内の他の国の大規模な製造拠点に出荷されている、という強い指摘がある。そこで、このような製品は非常に競争力のある価格や、しばしば合法的に生産された商品を弱体化させるような価格で、ヨーロッパなどの主要な消費市場に売却される。

ある国で伐採された木材で作られ、別の国で加工された製品を追跡するのは、原材料が伐採さ

<sup>11</sup> DG 取引：<http://europa.eu.int/comm/trade/bilateral/acp/acp.htm>

れた国で製造された一次製品や簡単に加工された製品を追跡することよりも複雑である。「EC 税関規範」<sup>12</sup>の中に書かれているように、木材に適用されている EC 内の原産地の非優先的な規則では、商品は最後の、実質的で、経済的に正当化された加工が行われた国に起源があるものとみなされる。

世界市場における木材製品の EU の位置を考えると、重要だが被支配的な貿易の流れを対象とした措置は、その他の輸入国（たとえば多国間の枠組みにおける）との協力まで広げられるのなら、一層効果的だろう。貿易措置を計画する際は、各地域やアジアなど需要が増加している地域への貿易を変える可能性の特異性も注意しなければならない。

#### 4.2.2 多国間の枠組みと国際的な協力の発展

「行動計画」で考えられた貿易関連措置の重要要素は、その他の主要な木材消費国に関与し、その国の市場に流入する違法材の量を制限するための、より包括的な枠組みに向けて、ともに取り組む方法を模索することである。「行動計画」のなかでは、G8 によって強調されたそのような協力の必要性が築かれるだろう。

最初の主要な消費者ブロック間での意見交換が数回行われている。2002 年 7 月 8 日に東京で開かれた「EU-日本サミット」では、「EU-日本行動計画」に基づく優先課題として、違法伐採と、違法材と関連製品の使用に対処するため、引き続き意見を交換し、協力することが合意された<sup>13</sup>。2002 年 7 月 15 日にデンマークのコペンハーゲンで開催された高レベルの「EU-US タスクフォース」会合では、米国と EU の代表がこの問題にともに取り組んでいくことに大きな関心を示した。

EU、米国、日本はいずれも 2002 年 8 月にヨハネスブルグでの「持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）」で欧州委員会が主催した違法伐採に関するサイド・イベントに出席した。生産国の政府や民間セクター、NGO の代表も含むサイド・イベントでは、すべての関係者が違法伐採にともに挑む必要に対して同意を表明した。

この事項に関する EU、米国、日本との間の協力は、木材及び木材製品の世界市場の大半に相当するだろう。また、世界的な FLEGT イニシアチブの拡大において、その他の主要な木材消費国、特に中国に関与するよう取り組まなければならない。

主要な木材生産・輸入国の幹部会議(caucus)がともに密接に違法伐採や関連取引への対処に取り組んでおり、多国間の合意によってであれ、一連の関連する地域的な合意によってであれ、この段階的なアプローチを世界的なプロセスに転換する方法に注目することが適当である。

#### **多国間の枠組みと国際協力を発展させるため、欧州委員会は：**

- ・ 引き続き日本と米国との連絡に基づき、その他の主要な木材市場や木材生産国を関与させるためこの対話を拡大し、問題に取り組むための最良の方法について輸出入国間のコンセンサスの構築に努める

<sup>12</sup> 理事会規則（EEC）No2913/92, OJL302,19.10.1992, p.1-50 最終改正

<sup>13</sup> [http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/w28/1.htm](http://europa.eu.int/comm/external_relations/w28/1.htm)、付属書 2、目標 3、最終ポイント、を参照

- ・ 問題に関する欧州自由貿易地域（EFTA）諸国との協力の可能性を探る
- ・ 「行動計画」に示されているアイデアに基づき、国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関、地域の FLEG プロセス、アジア森林パートナーシップ、コンゴ・ベイスン森林パートナーシップなど、関連する国際会議において他国との対話に関与する
- ・ キンバリー・プロセスや効果的な条件や多国間の行動のための枠組みの構築を目的とした「紛争のダイヤモンド」の取引を禁止する国際的イニシアチブなど、その他のセクターでの国際的な取り組みからの経験を集める

このような行動は、違法伐採に対する EU の懸念を共有する他の輸出入国との緊密な協力のもとで、行われるだろう。

#### 4.2.3 輸出品に対する自主的なライセンス供与

違法伐採に取り組もうとする国々は、自分たちの取り組みがかつては違法材が海外へ出荷されると、サプライチェーンに流入し、関係者に利益が与えられるのを防ぐ手段は一つもない、という事実によって挫折するとわかってしまう場合がある。同様に、違法伐採の問題を抱えていると主張する国から木材を購入している輸入国は、もし森林まで遡る加工・流通過程の管理システムを操作したり、認証材を購入したりしなければ、合法材だけを購入していると確保することができない場合が多い。このように、EC では合法的な木材だけを計画的に産出している国から輸入できるよう確保する自主的ライセンス・スキームの立ち上げを提案する。

このスキームでは、参加国（FLEGT パートナー国）から EU までの木材輸出は、輸出許可証が添付される。その許可証は、その木材が関連する国内法に基づいて伐採されている場合に発行される。FLEGT パートナー国で産出され、EU の輸入拠点に到着する木材は、その許可がなくては EU での自由な流通に乗ることはないだろう。

このスキームが適切に機能するように、FLEGT パートナー国は国内法に基づいて伐採された木材を特定・認証し、その EU その他への流れを監視するための信頼できるシステム及び構造を確立する必要がある。まず段階的な導入期間が必要かもしれない。

FLEGT パートナーシップ合意は、当初は加工された木材製品の原産地を確かめる困難があることから、製材製品（丸材と未加工の製材）を制限範囲とする。しかし、実行可能な、その他の製品カテゴリーまで計画を広げる可能性がある。これには、さらに加工されて EU へと輸出されることになっている第三国から輸入された木材が、原産国の国内法に従って伐採されたことを立証する手段の開発が含まれる。国内ではなく地域の FLEGT パートナーシップ合意が策定されれば、そのアプローチは推進されるだろう。

参加国にとって主な利点は以下の通りである：

- ・ 参加国からの木材に対する市場の信頼が増す
- ・ 税収や関税による収益が増す。伐採や追跡の合法性を立証するシステムの実施に関連する費用をカバーする以上のものがある、との指摘がある
- ・ 木材原産地の市場における違法活動に対処するための追加的ツール
- ・ メカニズムが確立されれば、そのメカニズムは持続可能なやり方で管理される森林からの認証材の追跡・立証を支援するよう、改善される
- ・ FLEGT 関連の支援措置に対する EC の開発援助による優先的支援。これは関連国の戦略策

### 定の一環として決定される

欧州委員会ではスキーム実施のための規則を提案する。その規則では、対象となる製品を定義し、その木材が合法的に伐採されたことを立証するのに必要な認可やライセンスについて説明し、委員会を支援するために発足した諮問機関や管理機関の性質及び任務を特定し、自主的なパートナーシップ合意によりこのような規制が適用される国を指定する。また、ライセンスを発行・認可する所管機関を指名し、EU と FLEGT のパートナー国当局間の事務的協力を提供する参加国の規定を策定する。

森林セクターの条件と全体的な統治環境は国によって大きく異なる。木材が生産国において合法的に伐採されていると立証するのに必要なシステムや構造の詳細は、パートナーとなる可能性のある国との協議の上、異なる条件に見合うよう調整される。詳細な提案も進行中の調査結果を条件とする。ライセンス供与と関連するスキームは企業が使用することができ、政府やその他の関連部局によって制御可能でなければならない。そしてライセンス供与は有効で、費用効果が高く、信頼でき、公的に実証可能で、合法ビジネスに不利益を与えないものでなければならない。

各合意に共通の要素はいくつかある。特に、パートナー国は国内法に従って、木材生産の合法性を立証することを目的とした信頼性のある法的・管理体制や技術システムを開発するか、またはそれを公約しなければならない。これには以下のような意味がある：

- ・ 適用可能な森林法は矛盾のない、理解可能で、実行可能であり、持続可能な森林経営の原則を支持するものであるということを確認するコミットメント
- ・ 伐採施業を監視し、木材を伐採地点から市場または輸出地点まで特定・追跡する技術的管理システムの開発
- ・ 独立した監視者の任命を含む、追跡・ライセンスシステムでの抑制と均衡の構築。これはスキームが有効に機能するためには必要とされている。
- ・ 合法材の輸出に許可を与える手続きの開発

下記の Box2 では、第三者のモニタリング要素を有するシステムの確立を望む国での仮説上のパートナーシップ合意のために考えられるステップがいくつか挙げられている。

#### Box2：仮説上の森林パートナーシップ合意に基づく手続き例

**ステップ 1：**FLEGT パートナー国は認証機関を指名する。この機関は木材製品の合法性を認める機関を指名する権限を持つ。

**ステップ 2：**FLEGT パートナー国は独立した監視者を指名し、透明性のある紛争解決メカニズムを開発する

**ステップ 3：**EC は、提案されたシステムが、木材が合法的に伐採されたことを立証するための信頼性のあるシステムから成ることを確認する

**ステップ 4：**税関当局が、当該輸出木材が合法的に出荷されるものであることを確認できるように、合法材に対して認可が与えられる。認可から得られる情報もまた、一般市民が検証でき

るようにする場合もある。

**ステップ 5:** 合法的に伐採されたことを意味する輸出許可証が EC 内の港で作成される。そこで木材は EU 内の自由な流通が申告され、出荷前の届出に基づいて提供される出荷品明細に対して、加盟国の税関当局によってチェックされる。

**ステップ 6:** 木材に必要な輸出許可証が添付される際、税関のみが EU 内への自由な流通に関する申告を許可する。

EU もまた、地域内の枠組みにおける整合性のある効果的な貿易措置を実施するために、FLEGT パートナーシップへの地域的アプローチを開発しようとするだろう。

加盟国の一部や違法伐採がひとつの挑戦であるという重要な木材産出地域である東南アジア諸国連合 (ASEAN) にとって、林業セクターは強化された将来の EU との協力に関する潜在性のある優先分野として特定されてきた。東南アジアとの関係を構築するための戦略の一部分として、欧州委員会では、対話と貿易と投資の流れを円滑にすることを目的とした共同活動から成る、地域との貿易行動計画「EU-ASEAN 地域間貿易構想 (TREATI)」を開発する。二国間の合意を基にして、このような活動は明らかに ASEAN との地域的 FLEGT パートナーシップ合意の確立につながるよう期待されている。

適切な場合、異なる地域間の FLEGT パートナーシップ合意は、EU や WSSD における EU の第三パートナー国によって合意された持続可能な開発の推進という包括的な目標に基づき、中央アフリカやアフリカの広い範囲のグループ、カリブ海・太平洋 (ACP) 諸国、持続可能な開発への貢献としてメルコスル (南米南部共同市場) などのその他の地域との現在の地域的貿易交渉において、EU によって進められるだろう。

**輸出品に対する自主的なライセンス供与を実施するために、欧州委員会は：**

- ・ 提案された FLEGT パートナーシップ合意の要素について関連各国と地域組織との議論を始め、ステークホルダーの幅広い参加を確保する。これには異なる地域間の FLEGT パートナーシップの推進を目的とした、地域貿易交渉の現在の構造における対話の確立が含まれる；
- ・ 上記と平行して、TEC 第 133 条に基づき、木材産出国との FLEGT パートナーシップ合意に関する交渉を開始するため、欧州理事会からの承認を要求し、自主的ライセンス・スキームを策定する規則を欧州理事会と欧州議会に対し提起する；
- ・ 提案された FLEGT パートナーシップ合意の要素について、関係グループや地域の組織と交渉する；
- ・ 関係各国との FLEGT パートナーシップ合意に向けて取り組むための「覚書 (Memoranda of Understanding)」<sup>14</sup>に署名する；
- ・ 関係国との FLEGT パートナーシップ合意を締結する

<sup>14</sup> 「覚書 (Memoranda of Understanding)」は EC と潜在的なパートナー国によって署名された、違法伐採解決のための協力という政治的意思を簡潔に述べたものである。この MoU は、自主的な合意を始める長いプロセスが進行中である場合、違法伐採を解決しようとする現行の政治的意思を生かすものである。

欧州委員会は潜在的なパートナー国との対話に関する既存の構造を利用し、また、森林関連の国際会議や潜在的なパートナー国、特に世界銀行によって組織された地域的 FLEG プロセスに關与するためのプロセスを有効に利用する。さらに議論の参加に利点がある場合、ワークショップや研究などの活動を支援するための財政支援が既存の協力手段において行われる。關連する EU 加盟国の開発協力プログラムとの連携ではプロセスの強化が求められる。

#### 4.2.4 追加的な法的オプション

EU においては現在、原産国の法に違反して生産された木材または木材製品の輸入や市場取引を禁止する EC の法律はない。数カ国の重要な木材生産国は、上記の 4.2.3 で概説されているような利点があるにもかかわらず、さまざまな理由から、EU との FLEGT パートナーシップ合意への不参加を選択するかもしれない。したがって、欧州委員会は、多国間の進展がない場合、違法材の EU への輸入を規制する法律の実行可能性など、これまで以上の措置のためのオプションやそれによる影響を見直し、2004 年にはこの作業について、理事会に対して報告する。また、加盟国は違法材の違法取引がどのように国内法に基づいて解決されるかについて検討しなければならない。

魚や野生動物の製品に適用される米国のレーシー法や、「紛争のダイヤモンド」の取引を規制する国際的イニシアチブであるキンバリー・プロセスなど、この点に関する欧州委員会の見解を伝える一助となるような法的手段や国際的プロセスがある。「国連国際組織犯罪条約」もまた、「行動計画」のこの点について有効な手段かもしれない。

#### 法的枠組みについて、欧州委員会は：

- ・ 多国間の進展がない場合、違法材の EU への輸入を規制する法律の実行可能性など、これまで以上の措置のオプションやそれによる影響について分析を行い、この作業について 2004 年の間に理事会に対して報告する。解決されるべき具体的な問題には、合法材と自主的ライセンス・スキームに参加していない国からの違法材とを区別するための規則や手続きを、責任を持って実施する税関当局に対して起こりそうな影響や、違法性が疑われる非参加国からの木材の出荷の取り扱い方法が含まれる；
- ・ 違法材の輸入に取り組むためのこれまで以上の法的規制のオプションやそれによる影響について、森林セクターのステークホルダーとの協議を実施する

#### 4.3 公共調達

公共調達に関する EC の法制は、基本分野については指令 92/50/EEC( サービス )、93/36/EEC( 供給 )、93/37/EEC( 事業 ) に、そして公共事業分野については指令 93/38/EEC に規定されている。基本分野に関する指令については指令 97/52/EC、公共事業に関する指令については指令 98/4/EC に最終的に修正された。

上記の指令は現在、全面的な改正が行われている。欧州委員会ではサービス、供給、事業に関する指令を組み合わせ、基本分野について、新たな共同指令を提案した。そして、公共事業分野については指令の改正を提案した。このような提案は現在、理事会と欧州議会との共同決定手続きを通過している。

現在の公共調達法は、提案された将来の法制度と同様、公共調達の手続きに環境面を考慮する可能性を多く提供している。最近、欧州委員会では現在の法制度に基づいて可能性を記した通達を提出した<sup>15</sup>。

公共調達や環境に関するこの通達に基づき、「グリーン調達に関するハンドブック」が作成されている。これは持続可能な開発に向けた原動力の一部として、公共調達手続きでの環境への配慮に関する明確な手引きとベスト・プラクティスが示される。

#### 公共調達について、欧州委員会は：

- ・ 公共調達指令による合法材とそのような木材から作られた製品の取引が可能であることを示すため、「グリーン調達に関するハンドブック」を使用する。公共調達において持続可能な森林経営の環境的側面に配慮することは可能である。持続可能な森林経営を認可するスキームでは、通常、環境面の配慮に加え、木材伐採の合法性を含むその他の課題を対象とする。したがって、持続可能な森林経営の認証はこのような環境面の必要条件に遵守した立証手段として機能し、公的機関が合法材を供給される可能性が増す可能性がある。そのような要求は契約の条件や入札の仕様書に統合されなければならない。この可能性もまた、提案された将来の調達指令に適用される；
- ・ 違法伐採は上記のような調達方針の導入によって解決することができるという事実を加盟国政府に注目させる

加盟国はこの分野における自らの能力を生かさなければならない。たとえば、現在及び提案された将来の公共調達指令はいずれも、「深刻な職業的不当行為」について契約入札者を排除する可能性について記述している。深刻な職業的不当行為の定義は、加盟国の管轄である。この排除適用範囲について、加盟国は、意図的に操作された違法材が自国の国内法に従えば深刻な職業的不当行為の要素となるのかどうか検討しなければならない。

#### 4.4 民間セクターのイニシアチブ

「行動計画」によって解決するために欧州委員会が提案する 4 番目のテーマは、企業の社会的責任の原則に基づく民間セクターのイニシアチブである。民間セクターには違法伐採に対する取り組みで果たすべき重要な役割があり、森林から市場までを範囲とするビジネス関係のネットワークを通じて直接的なプラスの影響を与える可能性がある。企業の社会的責任に関する最近の通達<sup>16</sup>ではこのコンセプトを「企業が社会面・環境面の懸念を、自らのビジネスや自主的ベースでのステークホルダーとの相互作用に組み込む」場合、と定義している。

このテーマは規範的な政策措置をあまり基本とせず、EU 内の民間セクターに対し、サプライチェーンの厳格で自主的な独自監査によって補われた、木材の伐採・調達に関する自主的な行動規範に従った、木材生産国における民間セクターとの共同作業を奨励している。このアプローチは特に、少数のサプライヤーや EU への輸入業者によって取引が占められている場合に効果

<sup>15</sup> Commission Interpretative Communication on the Community law. 公共調達やそれに環境面の配慮を組み込む可能性に対し適用可能である。「規則とガイドライン」に基づく COM(2001)274final, <http://simap.eu.int/EN/pub/src/welcome.htm>, を参照

<sup>16</sup> 2002 年 7 月 2 日付、COM(2002)347 最終版

的である。上記 4.2 に記載されている自主的ライセンス・スキームもまた、この種のイニシアチブを大きく支援するだろう。

森林セクターで業務を行う欧州の企業は、もっと社会的・環境的な責任あるアプローチを自らのビジネスに導入するための数多くのイニシアチブを開発している。そのようなスキームのひとつは「熱帯林トラスト」<sup>17</sup>によって策定されている（Box3）。

森林セクター以外でも数多くの興味深いイニシアチブが企業の社会的責任を推し進めようとしている。この中で注目すべきなのは、Extractive Industries Transparency Initiative である。これは「持続可能な開発に関する世界サミット」において発足し、現在は G8 によって一層開発が進められている。このイニシアチブでは、自然資源の管理やその採取からの収益に関する主な問題を解決することを目的としている。このイニシアチブは石油、ガス、鉱物を対象とし、木材は含まれていないが、民間セクターと生産・消費国間の協力に関する興味深い原則を確立し、それは FLEGT プログラムの内容にも適用可能である。

#### Box3：熱帯林トラスト（TFT）アプローチ

TFT では生産者からサプライヤーまでの木材のサプライチェーンを持続可能な合法材による製品の調達を望んでいるバイヤーと結びつけようとしている。

TFT の参加メンバーは、自分たちの組織の中では、森林を認証し、合法で持続可能な木材の将来の供給を確保するという非常に複雑なプロセスを成し遂げるための時間も人材もないため、このスキームに参加している。TFT は彼らに代わりこのプロセスを実施している。

TFT のメンバーは、TFT の活動に資金を提供するため、自社製品の粗利益の定率分を投資する。メンバーはより倫理的な木材供給を保証することにより、自らの投資に対する見返りを得る。TFT メンバーは自らが支援している特定プロジェクトによって生産された木材製品を利用することができる。メンバーは、自分たちのサプライチェーンが、TFT の援助とモニタリングによって認証の方向へ明らかに進んでいるプロジェクトに端を発していることを知ることができる。いったんプロジェクトが認証されれば、TFT メンバーは、認証材による製品の長期の供給が保証されるのである。

TFT スキームに基づく活動には以下のようなものがある：

1. 行動規範/木材調達方針の策定に対する支援
2. 森林政策、ステークホルダーの考え、生産国の問題に関する現状の理解に対する支援
3. 持続可能性及び認証を目指す合法的な出自の識別に対する支援
4. ベースラインと現行の森林経営アセスメント
5. 森林経営改善のための技術的援助
6. メンバーの施業の監査

#### 民間セクターのイニシアチブについて、欧州委員会は：

<sup>17</sup> 「熱帯林トラスト」は、持続可能なやり方で管理された森林からの熱帯材の購入を支援し、認証能力を養成するために設立された組織である。

- ・ 企業の社会的責任のための新たなイニシアチブから経験を得、それを森林セクターに適用する方法について検証する；
- ・ 調整機関の設立、高水準の行動規範の適用、民間セクターの活動の透明性、独立のモニタリングに対する支援を含む、民間セクターのイニシアチブを推進する；
- ・ 森林のモニタリングなど、民間セクターのイニシアチブを始めるための途上国でのキャパシティー・ビルディングのための支援を提供する；
- ・ サプライチェーン全体の合法性を確保するための技術的・財政的支援を提供する、行動規範やサプライチェーンの管理システムを開発・実施する、サプライヤーの行動規範との整合性を立証するため、内外での監査を利用する、原産地からエンドユーザーまでのサプライチェーンの第三者による認証を支援する、製品の合法性を確保する過程について、合意された形式で公に報告する、などの目標を含む、民間セクターの積極的な参加を促進する

#### 4.5 資金提供と投資

「行動計画」の 5 番目の要素は、資金提供機関や違法伐採を助長する可能性のあるプロジェクトへの投資に関する問題を解決するものである。

##### 4.5.1 改善されたデュー・デリジェンス（適正評価）

紙・パルプ工場など、森林セクターにおける大規模な設備投資は、もし長期にわたって木材の合法かつ持続可能な供給について明確に定義されていなければ、高いリスクが付随する可能性がある。このような経営はそれが引き起こす環境・社会面の悪影響によって崩壊しやすい。しかし、森林セクターへの投資をスクリーニング（適正審査）し、リスク評価するための銀行や金融機関の現在の経営はこれについて十分には考慮していない。

森林セクターの経営に投資している銀行や金融機関は、多様な投資によって影響を与える可能性のある社会的・環境的要因に付随するリスクを評価するよう奨励されなければならない。森林セクターへの投資と関連性のある社会的要因には、土地や森林資源の利用に関する争い（たとえば、紛争中の土地の所有権や、公的・伝統的な土地所有権の矛盾など）が含まれる。関連する環境的要因には、合法かつ持続可能な木材の長期間の供給の欠如が含まれる（その場合、企業は間接的に違法材に頼ることになるだろう）。

##### 改善されたデュー・デリジェンスについて、欧州委員会は：

- ・ 銀行及び金融機関に対し、デュー・デリジェンスの実施や、森林セクターへの投資の実行可能性の評価の際には、環境的・社会的要因を考慮するよう、奨励する。長期間入手可能な木材の供給及びその出自に関する調査に対し、特別な配慮がなされなければならない；
- ・ 輸出信用機関（ECAs）や欧州投資銀行、コトヌー投資ファシリティーは公的資金によって運営されているため、これに対する環境的・社会的デュー・デリジェンスに関する具体的な手続きの開発を促進する。プロジェクトのスクリーニング手続きでは、森林セクターの違法な活動による将来の必要以上のリスクの証拠がないことを確保しなければならない。
- ・ 輸出信用機関やその他の公的貸付機関が森林セクターへの投資やそれに付随するリスクに

ついてより良い情報を得られるような、支援策を特定する

#### 4.6 現行の法的手段により、「行動計画」を支援する

##### 4.6.1 マネー・ロンダリング

2001 年 6 月 26 日の Council Framework Decision(2001/500/JHA)<sup>18</sup>に基づき、EU 加盟国は「深刻な違法行為」による利益のロンダリング(洗浄)を犯罪とみなすことに合意した。そのような違法行為は、いずれにしても自由の剥奪または最長 1 年以上の拘留で罰せられるべき違法行為、また国内の法システムに最低基準のある国については、自由の剥奪または最短 6 ヶ月以上の拘留で罰せられるべき違法行為、が含まれる。このように違法伐採や関連する違法行為による利益のロンダリングの犯罪化は、そのような活動が各加盟国において上記の定義に従って深刻な違法行為にあたるかどうかによるだろう。

EU の 1991 年の反マネー・ロンダリング指令<sup>19</sup>は 2001 年に改正され<sup>20</sup>、特に金融機関に対しマネー・ロンダリングの疑いのあるものについて報告するよう加盟国に対し求めるなど、マネー・ロンダリングに反対して行動するよう義務付けている。その指令では、広範囲の深刻な犯罪による利益のロンダリングは対象に入れているが、上記 Framework Decision と同様、深刻な違法行為は定義していない。しかし、改正指令第 1 条(E)では、欧州委員会の提案に基づき、2004 年 12 月 15 日以前の深刻な犯罪に関する Framework Decision の定義の調整を求めている。2001 年の改正に基づき、犯罪によってはリストに掲載され、その他は一般的な参考資料で、実質的な利益を生み出すまたは深刻な拘留期間をもたらす違反行為とされる。このように、加盟国は望むならば、違法伐採に関連する犯罪を指令において、深刻な違反行為として取り扱うことができる。現在、わずかな加盟国だけがマネー・ロンダリング法に基づき、違法伐採に関連する犯罪を指定している。指令では、マネー・ロンダリングは他の加盟国または第三国の領土内において洗浄されるべき資産を生み出す活動が実施された場合、として認識されることとしていることは注意しなければならない。

##### マネー・ロンダリングについて、欧州委員会は：

- ・ マネー・ロンダリングに関する加盟国の現行の法律が森林セクターの犯罪に適用される範囲を設定し、この情報を EU 内の銀行や金融機関、金融犯罪ユニット、NGO まで幅広く伝えるよう取り組む
- ・ 加盟国に対し、マネー・ロンダリングに関する EC の指令 97/2001 において、違法伐採をひとつの犯罪として指定するよう奨励する
- ・ 必要に応じて、森林関連のマネー・ロンダリング問題に対処するための国家の能力開発を強化するため、開発協力援助を供与する
- ・ 森林関連の犯罪について、EU 加盟国の金融犯罪ユニット間で情報を共有するよう奨励する

##### 4.6.2 「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)」

<sup>18</sup> OJL 182, 5.7.2001, p.1.

<sup>19</sup> 指令 91/308/EEC, OJL 166, 28.6.1991, p.77.

<sup>20</sup> 指令 2001/97/EC, OJL 344, 28.12.2001, p.76.

1973 年に開かれた「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)」は、絶滅の危機に瀕する樹種の取引を規制するのに重要な役割を果たすものである。EC の全加盟国は CITES の締約国であり、いずれも投票権を有する。CITES は現在、1996 年 12 月 9 日付の「理事会規則」(EC)No338/97 及び 2001 年 8 月 30 日付の「委員会規則」(EC)No1808/2001 により、EC の法律において実施されている。CITES はリストに記載された種の取引は合法かつ持続可能であるということを確認するためのメカニズムを開発している。

現在、19 の樹種が CITES の附属書 及び に記載されている。リストの掲載は、このような種からの木材製品は生産国からの輸出許可証及び EU の輸入許可証が添付される場合にのみ EU に輸入することができるということを意味する。輸出許可証はその木材が原産国において合法的に伐採された場合にのみ有効である。EU の輸入許可は、許可されることによってその種の生存や生息地の範囲に有害な影響を与えないということが立証される場合にのみ発行することができる。さらに、1 属と 3 樹種が附属書 に記載されている。各国はその種の輸出を一方的に禁止している。また、その種に与えられた輸出許可証は、その木材が合法的に伐採されている場合にのみ有効である。

2002 年の第 12 回 CITES 締約国会議では、乱獲の懸念から、オオバマホガニーの取引に、そして同様にグアイアクム属の種 (ユソウボク、別名「生命の木」) に対して規制を掛けることが合意された (附属書 に掲載)。化学的証拠を根拠に、将来はさらに多くの樹種の追加が決定されるだろう。実際に多くの掲載準備種がある。

**「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)」について、欧州委員会 は：**

- ・ CITES の附属書 及び附属書 への掲載を正当化するため、絶滅が危惧される木材種に関する調査を推進し、また木材生産国に対し、附属書 を基にした樹種の自主的なリスティングの活用を奨励する
- ・ 条約の附属書に記載されている種の取引を規制する許可システムの弱点を解決するよう取り組む
- ・ 第三国に対し、理事会規則 338/97 第 4 条を基に、潜在的な輸入規制を回避するため、CITES 掲載種を持続可能な方法で管理するよう奨励する

#### 4.6.3 その他の法的手段

盗品に関する加盟国の法律やその他の法律は、場合によっては違法伐採に適用できる。この法律は違法材が入港地で足止めされるのではなく、消費国で処理されるようにするものである。そのような法律の制定は加盟国の能力による。

違法伐採施業は実質的に汚職や腐敗と同類であるため、OECD の「贈賄防止条約」もまた、関連性がある。

**その他の法的手段について、欧州委員会は：**

- ・ 意識を高め、加盟国に対し現行の刑法や必要があれば盗品に関する法律などその他の法的手段を適用するよう促し、関連情報をまとめ、交換する

- ・ 加盟国に対し、汚職が輸出契約の発注に関与していることが証拠によって明らかな場合、信用貸しの承認の拒否など「汚職との闘いに関する OECD 行動宣言」の中で言及されている手段を適用するよう奨励する

#### 4.7 「紛争の木材」

「紛争の木材」は武装グループによって取引される木材、そして武装紛争に資金提供するために使われる収益、として大まかに定義される。それは通常、関連政府機関には認められず、従って違法とされるが、政府によって許可され、その管理下の地域から産出されたものなら「合法」とされる場合もある。コンゴ民主主義協和国内の自然資源やその他の形式の財産の違法な開発に関する専門家パネルの最終報告書<sup>21</sup>では、「紛争の木材」の国際的定義が作られるよう勧告している。

**「紛争の木材」について、欧州委員会は：**

- ・ 「紛争の木材」の定義作業を支援する。これは国際レベルで講じられる、これまで以上の行動について必要な出発点である。
- ・ 関連する国際フォーラムにおいて、この件に関して国連安全保障理事会が作成するいかなる勧告をもフォローする
- ・ 開発協力プログラムにおいて、森林が紛争に対し果たす役割について、認知し、解決に取り組み、地元の人や先住民が生活に依存している森林に対して持っている権利や、遠隔の、人口がまばらな森林地域におけるグッド・ガバナンスなどの関連する課題を解決する
- ・ 紛争中や紛争状態の前後に森林が果たす役割、そしてその役割を森林法の施行やガバナンスに関連する作業の中でどのように考慮することができるか、加盟国やその他のドナー、森林国と議論を開始する

#### 5. 連携とプログラミング

分野横断的な問題として、森林法の施行、ガバナンス、貿易に関する行動には異なるセクターや異なるプレイヤー間の高度な連携が必要である。連携メカニズムは欧州委員会の内部では以下のような目的で確立されるだろう：

- ・ FLEGT イニシアチブに関する中心ポイントの役割を果たし、現行の手段などにより、FLEGT 行動計画の実施を容易にする
- ・ 主要な木材生産国とのパートナーシップ合意を開発するための技術的インプットを提供する
- ・ FLEGT 行動計画に関する EU 加盟国との詳細かつ調整された共同作業計画を策定する
- ・ EU 及び潜在的なパートナー国内において、FLEGT イニシアチブに関する主要な森林セクターのステークホルダーやその他の関連機関との協議プロセスを支援する
- ・ 違法伐採を解決するための政治的コミットメントを構築するための現行の国際的イニシアチブ、とりわけ、アフリカ、アジアにおいて進行中であり、南米において提案されている森林法の施行とガバナンス（FLEG）に関するイニシアチブに対する欧州委員会の支援を調整し、G8 加盟国及び中国との対話に関連した委員会の見解を調整する
- ・ FLEGT プログラムの実施に必要な技術的インプットや専門的知識が利用可能になるよう確

<sup>21</sup> 2002 年 10 月 16 日付の国連安全保障理事会文書 S/2002/1146

保する。必要とされる早急な短期の技術的インプットには以下のようなものがある：

国際取引における違法伐採の重要性や EU によって講じられる措置による間接的な波及効果の可能性の調査、

違法伐採が被害国と世界経済に与えた影響の経済的分析

EU と FLEGT パートナー国双方における木材の追跡と合法性の立証のためのシステムを導入するための後続の技術開発と技術援助（これに関するスコーピング作業は現在、欧州委員会によって資金提供を受けている）

- ・ その他の主要な木材消費市場を含めるため、イニシアチブの対象を広げる戦略の開発を支援する
- ・ EU や木材生産国、その政府と地域コミュニティにおける森林ベースの企業を含む、森林セクターのステークホルダーに対してプログラムが引き起こす影響を監視する

最初のステップとして、「行動計画」策定のために発足した当局間の調整グループは、調整作業のためのメカニズムとして維持されるだろう。熱帯林予算ラインはその他の開発協力に関する財政措置と同様、「行動計画」の実施に貢献するだろう。

欧州委員会は加盟国やパートナー国と共同で「行動計画」の実施に取り組む。委員会は「欧州熱帯林諮問グループ (ETFAG)」<sup>22</sup>による調整など、加盟国とのジョイント・アプローチや、同様の国内の調整フォーラムを推進する。短期では、FLEGT 行動計画を始めるための運営資金は主に「熱帯林予算ライン」から提供される(B7-6200)。資金は FLEGT プログラムの開始のための優先事項として特定された任務を実行するために使われる。この資金は、予算ラインを決定する「規則」及び半年ごとの予算ラインの計画に基づき、提供されるのが適当である。「熱帯林予算ライン」は途上国の利益のある活動に対してのみ資金提供するために利用することができる。これを決定する「規則」は 2006 年末に失効する。FLEGT に関連する活動に資金提供するためのリソースの利用可能性を確保する必要性は、新たな「規則」を提案するかどうか検討する際、欧州委員会によって考慮されるべき重要な要素である。

予算ラインに基づいた利用可能な資金は、FLEGT の木材生産パートナー国において必要な技術援助やキャパシティー・ビルディングのプログラムの支援には不十分かもしれない。したがって、欧州委員会では必要に応じて、EC の主要な国ベースの地域開発協力プログラムに FLEGT プログラムを統合するよう努力する。関係加盟国もまた、共通の作業計画にリソースや活動を提供しよう奨励される。

## 6. 次のステップ

理事会や欧州議会は以下の理由で委員会の提案を承認するよう求められる：

- ・ 木材生産国との FLEGT パートナーシップ合意のための交渉に入るため
- ・ 広範囲のステークホルダーの協議と連動して、自主的ライセンス・スキームを計画する規則を提示するため
- ・ 多国間の進展がない場合、違法材の輸入を規制する法律の実行可能性を含む、行動計画のこれまで以上の支援策のオプションを見直し、その影響について考える、そして 2004 年の

<sup>22</sup> 「欧州熱帯林諮問グループ (ETFAG)」は、欧州委員会と森林セクターで活発な加盟国との連携を推進するために存在するフォーラムである。

間にこの作業について理事会に報告するため

- ・ 加盟国もまた、違法伐採問題を解決するために適用される関連する国内法を特定し、結果を欧州委員会に伝えるよう、求められる

## 付録 1：改善された森林法施行のための現行のイニシアチブ

コミットメントを提起し、違法伐採に取り組むための作業プログラムを始めるための国内、地域、国際的なイニシアチブに多大な努力が費やされてきた。このイニシアチブの多くは多国間のプロセスや直接的な政策イニシアチブ、開発協力プログラムへの委託を通じて、欧州委員会および EU 加盟国を関与させる。このイニシアチブについて、以下に要約する。

### 国際的なイニシアチブ

国際的レベルで、最初の主要な公共調達とは 1998 年バーミンガムで開かれた G8 サミットで行われた。バーミンガム・サミット以降設置されたワーキング・グループは 2002 年、カナダでの G8 会合に内容を報告した。この報告では、違法製品を入手する市場を否定する措置や公共調達方針、キャパシティー・ビルディングと森林経営に対する支援、に関連して、合法的製品の識別と立証、木材の追跡、ラベリングと認証のための措置、を提案している。G8 もまた、生産国・消費国双方での識別措置に対するコミットメントについて言及している。

他の多国間フォーラムではステートメントも出されている。2001 年 11 月、国際熱帯木材理事会 (ITTC) 第 32 回会合 (ITTC-31) では持続可能な木材生産と貿易に関連した森林法の施行に関する決定が採択された。2002 年 5 月には、ITTC 第 32 回会合 (ITTC-32) において、森林所有権管理の改善と保護地域での保全の確保を目的として、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国における森林に関するデータ収集を行うためのアフリカでの森林法施行に関する決定が採択された。

2002 年 3 月には、第 2 回国連森林フォーラム (UNFF-2) において、国内の森林法の施行と国際的な森林製品の取引に関する迅速な行動を求める閣僚級メッセージが「持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD)」に対して出された。森林伐採や森林荒廃と闘うための解決策では、UNFF-2 は法施行を強化するイニシアチブの極めて重要な役割に注目し、政府に対し法施行や違法伐採を解決するよう強く求めている。

2002 年、生物多様性条約では、森林の生物多様性に関する拡大作業プログラムが採択された。これには森林法施行の推進とその関連取引の解決策に関連して提案された行動が含まれる。

### 地域のイニシアチブ

世界銀行はアジア及びアフリカにおける森林法の施行とガバナンスに関する地域イニシアチブ<sup>23</sup>を調整している。アジアでは、一連の地域プランニング会合が 2001 年 9 月のインドネシア、バリでの閣僚会議となった。この会合では「すべての輸出入国には森林犯罪、特に違法伐採とそれに関連する違法な取引の廃止に取り組む役割と責任がある、ということを確認する」とす

<sup>23</sup> このイニシアチブの詳細は以下を参照：

<http://Inweb18.worldbank.org/ESSD/essdext.nsf/14ByDocName/ForestGovernanceProgramMinisterialProcesses>

る「閣僚宣言」が出された（付録 3）。アジア FLEG タスクフォースが、産業界や NGO の代表で構成される関連諮問機関とともに発足し、実質的な作業プログラムが現在進行中である。閣僚は 2003 年後半、進捗状況を見直すために再び集まることになっている。

アフリカでは、2003 年に閣僚会議が開催されることになっている。この会議は、特に違法伐採に関連した森林のガバナンスための能力を強化するため、高い政治的レベルでのアフリカのコミットメントに刺激を与えることが狙いとされる。参加者たちが閣僚宣言を出し、それに続く作業プログラムの立ち上げが期待される。

欧州委員会と多くの EU 加盟国は、アジアとアフリカでのこのようなプロセスに対し、政治的支援と財政貢献両方を通じて、強力に支援している。

違法伐採とガバナンスもまた、「持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）」で発足したふたつの主要なタイプ パートナーシップ、日本とインドネシアによって立ち上げられた「アジア森林パートナーシップ」と、米国と南アフリカによって立ち上げられた「コンゴ・ベイスン森林パートナーシップ」の焦点となっている。

### 欧州委員会のイニシアチブ

欧州委員会は、違法伐採及びそれに関連する取引と闘う意思を、持続可能な開発のための世界的パートナーシップに関する理事会及び欧州議会に対する通達<sup>24</sup>と、第 6 次 EC 環境行動計画<sup>25</sup>の中で述べている。

この「行動計画」の準備を支援するため、委員会では 2002 年 4 月 22 日から 24 日までブリュッセルにおいて国際ワークショップを主催した。このワークショップには EU の加盟国、非 EU の木材生産・輸入国数カ国の政府、森林産業、NGO、の代表が出席した。

ワークショップでは、法制度の活用や合法性に対するライセンス供与、データ交換や税関当局間の協力、金融機関によるデュー・デリジェンス、公共調達方針の役割、などによる、違法材の EU への流入を規制する措置について検討した。ワークショップの詳細は：

[http://europa.eu.int:8082/comm/external\\_relations/flegt/intro/index.htm](http://europa.eu.int:8082/comm/external_relations/flegt/intro/index.htm)

で入手できる。

そこで、欧州委員会では 2002 年 8 月、ヨハネスブルクで開かれた「持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）」において、違法伐採に関するサイド・イベントを主催した。EU、米国、日本はいずれも出席した。このサイド・イベントには生産国の政府や民間セクター、NGO の代表も参加し、すべての関係者が違法伐採にとともに取り組む必要性について同意を表明した。

### EU 加盟国のイニシアチブ

<sup>24</sup> COM(2002)82, 13.2.02

<sup>25</sup> 2002 年 7 月 22 日付欧州議会および欧州理事会の決定 N 1600/2002/EC

EU 加盟国は、違法伐採やそれに関連する取引と闘うための多くの異なる行動をとっている。EU の法律の遵守を害することなく、以下のパラグラフでは、現在行われている活動の事例をいくつか挙げています。

**デンマーク**は、EU の代表を務めており、2002 年 8 月、「持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD)」において、違法伐採に関するサイド・イベントを欧州委員会と共催した。デンマーク政府は、違法伐採と関連取引に対する取り組みにかなりの優先権を置いている。そしてすでに実施されたその他の活動において、合法かつ持続可能な木材だけが公的機関によって購入されるよう確保することを目的とした、熱帯材の公共調達に関する生産ガイドライン作成の実用段階にある。

**フィンランド**は、森林開発協力戦略を定義する段階にある。この戦略は違法伐採に焦点が当てられている。「フィンランド森林産業連盟」もまた、違法伐採撲滅のための取り組みに対する支援に関する声明を発表した。その声明は <http://english.forestindustries.fi/press/2002/081102.html> で入手できる。

**フランス**は、米国、英国、スイス、そして欧州委員会と協力して、「アフリカ森林法の施行とガバナンス (AFLEG)」プロセスに支援を提供している。違法伐採と貿易に関する問題もまた、キャパシティー・ビルディングやデータ収集、森林での施業の規制に対する支援に焦点を当てた活動を通じ、地域・国内レベルでの共同プロジェクトにおいて解決されるだろう。フランスもまた、民間セクターのコミットメントを促すよう取り組んでおり、特にフランス企業に対して森林経営を対象とした行動規範を実施するよう奨励している。

啓蒙活動や民間調達など特定政策措置の活用により、国内レベルで違法伐採問題を解決するため、「熱帯湿潤林のための国内ワーキング・グループ」内の対話が始められている。公的調達措置による影響に関する研究が始められ、環境及び森林を担当する省庁によって運営されている。「フランス開発機関 (AFD)」もまた、「フランス開発協力」によって支援される「森林経営計画」の実施における規制を強化する可能性のあるオプションについて取り組んでいる。

**ドイツ**は 2002 年、森林セクターにおける開発協力のための新たな戦略を承認した。違法伐採との闘いは、セクター内のドイツ開発協力として特定された多くの優先項目のひとつである。この戦略では、以下の行動分野を解決することにより、その他の違法材からの森林製品 (ゲームや野生動物の肉など) の取引のほかに、違法伐採や木材の追跡に取り組むことを提案している。その行動分野とは、特許や使用ライセンス発行の基礎としての透明性のある手続きの開発、効果的な規制及び罰則メカニズム (法の施行) の確立、このようなプロセスへの市民社会の参加の確保、独自に認証された持続可能な森林経営からの木材や木材製品の公共・民間調達に関する輸入国でのインセンティブの創出、パートナー国に対する CITES 絶滅の危機に瀕する種に関する条約 (特にリストに記載された絶滅危惧種の保護と、より多くの種の附属書への追加) を施行し、さらに発展させるための取り組みの支援、である。このような分野での行動は必要に応じて、開発協力プログラムによって実施される。

戦略文書の全文は英語にて入手することができる :

[http://www.gtz.de/forest-policy/download/Documents/German%20Government/BMZ\\_Forest\\_Sector\\_C](http://www.gtz.de/forest-policy/download/Documents/German%20Government/BMZ_Forest_Sector_C)

[oncept\\_2002.pdf](#)

**オランダ**には違法伐採に関する特定の政策はないが、開発協力プログラムを通じ、国内外で関連する行動がいくつか実施されている。これはますます注目されている。

オランダ国内において、「絶滅の危機に瀕する野生動物種の保存に関する条約（CITES）」の附属書のリストへの記載が、絶滅の危機に瀕する樹種の違法な取引を規制するために利用されている。また、絶滅の危機に瀕する樹種の保護に対する条約の実用性を高めるために、「CITES リストの基準を利用した樹種の評価」に関する具体的なプログラムも支援している。さらに、原産国での産出の合法性を対象とする木材認証プロセスも積極的に推進している。

オランダは開発協力を通じ、プロジェクトやセクター別のアプローチにより、ペルー、グアテマラ、エクアドル、スリナムなど、途上国数カ国の森林セクターにおけるグッド・ガバナンスを推進するためのイニシアチブを支援している。また、多くの国において IUCN-オランダによって実施された多くの小規模の関連プロジェクトに資金提供している。

**英国**は、「森林法の施行とガバナンスのためのアジアとアフリカ閣僚級プロセス」を支援している。課題は、インドネシア、カメルーン、中央アメリカの一部における政策行動と国家プログラム両方によって解決される。2002 年 4 月、英国は違法伐採と木材製品の関連する国際取引に取り組むため、インドネシア政府との「覚書」に署名した。この「覚書」には合法的な行政改革、合法性の実証システム、財政・技術支援についてともに取り組むことに対する合意が含まれていた。この覚書の署名への糸口となるプロセスと、その実施について浮上する実質的な課題両方により、欧州委員会が現在準備している「行動計画」の要素に関する価値ある経験が提供される。英国はまた、合法かつ持続可能な木材のみが公共調達によって購入されるのを確保するための公共調達方針の改革が実用段階にある。

## 付録 2：木材の国際取引の概要

木材の生産、加工、取引に関する世界市場は、大部分が温帯及び先進国（米国、EU、カナダ、日本）によって独占されている。熱帯材製品は木材の世界輸出全体のごく一部であり、産業用丸太の 16%、製材、紙パルプの 13%、パネルの 39%、である。熱帯の広葉樹から作られた合板のみが国際市場の大半を占めている（71%）。

木材製品の世界貿易のもうひとつの特徴は、森林製品の取引のほとんどがこの地域内で行われているということである。世界銀行によれば、欧州での取引の 80% は欧州諸国間で行われており、アジア諸国からの輸出の 85% は同じ地域内の国へ、また北米の輸入の 80% は同地域内からのものである。主要な地域内取引（50 億米ドル以上）のみが北米から欧州、北米と欧州からアジア、オセアニアへのものである<sup>26</sup>。

しかし、以下の表では、木材の世界貿易に影響を与える EU の貿易ベースの措置に関する潜在性を確認することができる。そして、その他の主要な木材消費国とこの問題について、長期間、より一層の協力に向けた取り組みの重要性を強調している。

### 丸太

注目すべき主要ポイント：

- ・ アジアの生産国からの丸太の需要は中国と日本によって占められている
- ・ EU は取引額では、アフリカの丸太の最大の輸入者である
- ・ 南米からの丸太の取引はわずかである
- ・ 中国、日本、EU によるロシアからの丸太の輸入額はほとんど同額である（しかし EU は量では最大の輸入者である）

### 製材

注目すべき主要ポイント：

- ・ EU はアジアからの製材について、取引額ではアジアとの取引の 21% を占め、第 2 位の市場である
- ・ EU はアフリカからの製材について、取引額はアフリカと 4 つの主要市場との取引の 91% を占め、最大の輸入者である
- ・ EU は南米からの製材の輸出額の 38% を占める
- ・ EU の輸入はロシアの製材の取引の約半分を占める

### 合板

注目すべき主要ポイント：

- ・ EU はアジアの合板について、取引額の 9% を占め、第 2 位の市場である
- ・ EU はアフリカからの合板について、アフリカの（非常にわずかな）取引額の 43% を占め、最大の輸入者である
- ・ EU は南米からの合板の輸入額の 51% を占める
- ・ EU の輸入はロシアの合板の輸出の約半分を占める

<sup>26</sup> 世界銀行 「森林製品市場の将来の発展」(1999)

### 付録 3 : バリ宣言

**森林法の施行とガバナンス  
東アジア閣僚会議  
インドネシア、バリ  
2001 年 9 月 11-13 日  
閣僚宣言**

#### 東アジア及びその他の地域からの本閣僚会議参加国は：

森林のエコシステムは人間や動植物の生命を支え、自然や再生可能な資源の豊かな恵みを人類に与えていることを理解し、

特に違法伐採や関連する違法な取引における、森林法の違反行為や森林犯罪による法規則への悪影響によって、この恵みに影響を及ぼす深刻な地球の脅威を深く憂い、

違法伐採及び関連する違法な取引はアジアやその他の地域全体で、森林のエコシステム及び生物多様性を直接的に脅かすということを認識し、

また、国家、特に現地のコミュニティー、貧しく恵まれない人々に対して、深刻な経済的・社会的悪影響を与える結果となることを認識し、

さらに、問題には多くの複雑な社会的、経済的、文化的、政治的要因があることを認識し、

森林犯罪の問題に対する永続的な解決策の緊急の必要性及びその解決策に対するグッド・ガバナンスの重要性を確信し、

輸出入国すべてには、森林犯罪、特に違法伐採と関連する違法な取引の排除への取り組みにおいて役割と責任がある、ということを確認し、

国家、準国家、地域、国際、各レベルで同時にこの問題を解決するための効果的な協力の緊急な必要性を強調し、

#### 我々は以下を実行することを宣言する：

国家の取り組みを強化し、特に違法伐採や関連する違法な取引、汚職など、森林法の違法行為や森林犯罪、それらが法規則に与える悪影響を解決するための二国間、地域、多国間の協力を強化するための迅速な行動をとり、

経験や情報を効果的に交換するためのメカニズムを開発し、

違法材の移動を阻止するため、国内及び国家間で法施行当局間の協力などの行動をとり、

商業的に取引された木材に関する事前の届出システムの可能性を含む、違法材の輸出入が排除できる方法を模索し、

メディアやその他の手段により、森林犯罪や将来の環境、経済、社会福祉に森林破壊が影響を及ぼすという脅威について、意識を高め、

森林法を施行し、とりわけ財産権を一層強化し、司法権の独立性を推進するため、国内の森林関連のガバナンスを改善し、

森林セクターにおける意思決定に地元コミュニティを含むステークホルダーを参加させ、それによって透明性を推進し、汚職の潜在性を減らし、これまで以上の公平性を確保し、特権を持つグループによる不当な影響を最小限に抑え、

持続可能な森林経営に貢献するため、森林資源に依存する人々が違法伐採や無差別の森林転換を行うインセンティブを減らす経済的機会を改善し、

現行の国内の森林政策の枠組みを見直し、違法な施業を防止するため、特権供与やその監視、助成金、過度の処理能力などに関連した、適切な政策改革を実施し、

調整された、責任ある行動を必要とする、もっとも脆弱な越境地域に対し、優先権を与え、

森林資源のモニタリング及びアセスメントに関する作業を開発し、適切なレベルで拡大し、

デマケーション（境界策定）や、精密かつ時宜を得たマッピング、正確な森林地域の位置設定を実施し、その情報を市民が利用できるようにし、

森林犯罪を防止、摘発、食い止めるため、政府、民間セクター、市民社会の中及びその間で、能力を強化する

**さらに、この宣言の狙いに対し、十分な効果を与え、本会合で技術専門家によって策定された重要な指示的行動の時宜を得た実施を求める緊急性を持って進めるため、我々は：**

本宣言の目的に向かって進むために、森林法の施行及びガバナンスに関する地域のタスクフォースを発足させ、

諮問グループの結成を検討するため、地域のタスクフォースに NGO や企業、市民社会やその他の関連するステークホルダーからの本会合への代表を招き、

関係する国際的パートナーと協力し、これらのコミットメントを実施するための最初の行動に関する進捗状況を見直すため、2003 年に閣僚レベルで再会することを決定し、

本会議の ASEAN 及び APEC 加盟国に対し、次回の ASEAN、APEC サミットで、本閣僚会議の成果を報告し、彼らの支援を得るよう要請し、

「持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD)」、 「国連森林フォーラム」 や、「森林に関する協力パートナーシップ」の加盟団体などによって、森林犯罪の問題が将来の国際フォーラムにおいて大いに注目されるよう取り組むことを保証し、

その他の地域に対し、森林犯罪に取り組むための同様の地域イニシアチブの創出を検討するよう奨励する。

インドネシア、バリ

2001 年 9 月 13 日